

【公 開 用】

様式第1号（第3条関係）

【附属機関名称】会議概要

会 議 名	足立区成年後見制度審査会（令和5年度第2回）
事 務 局	足立区福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課権利擁護推進係
開催年月日	令和5年12月1日（金）
開催時間	9時59分 開会 ～ 11時57分 閉会
開催場所	足立区生涯学習センター
出席者	<p>（委員） 八杖会長、矢頭副会長、大輪委員、高木委員</p> <p>（職員） 高齢福祉課：太田課長、檜山高齡援護第一係長、菊地高齢援護第二係長、 笠尾権利擁護推進係長 障がい福祉課：日吉課長、小川虐待防止・権利擁護担当係長 甫坂虐待防止・権利擁護担当主任 障がい福祉センター：山本所長 生活保護指導課：小林適正化推進係主査 中央本町地域・保健総合支援課：秦課長 足立区社会福祉協議会：和田福祉事業部長 山本権利擁護センターあだち課長 花本基幹地域包括支援センター地域支援課長</p>
欠席者	<p>福祉管理課：近藤課長 障がい福祉課：二見障がい施策推進担当係長 西部福祉課：飯塚課長 中央本町地域・保健総合支援課：田口精神保健担当係長 足立区社会福祉協議会：結城地域福祉部長</p>
会議次第	別紙のとおり
資 料	
そ の 他	

様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

○太田課長 皆さん、おはようございます。定刻前ですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから令和5年度第2回足立区成年後見制度審査会を開会いたします。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私、事務局の高齢福祉課長の太田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

審議に先立ちまして、資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、全て一まとめにして席上に配付しております。内訳は次のとおりです。

まず、次第が一番上です。裏面に名簿がついてございます。次のページが席次表、その裏面から条例、ページめくって要綱、次のページが施行規則になってございます。その次の資料から議事資料ということで、資料1-1から入りまして1-5まで、ページめくっていきまして資料2-1から資料2-4まで、ページめくっていただいて資料3、資料4、ページめくっていただいて最終ページが資料5、裏面が資料6となっております。

不足している資料がありましたら事務局がお持ちします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議事に入っていきたいと思いますが、まず本日の出席委員数を御報告いたします。委員定数4名のところ、出席委員数4名、過半数に達していますので、条例第6条第2項に基づき、本日の審査会が成立していることを御報告いたします。

なお、議事録作成のため、本日の質疑は録音させていただきます。御了承ください。

また、発言の際には、最初にお名前を述

べてから発言してください。御協力のほどよろしくお願いいたします。

これ以降の進行は、八杖会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○八杖会長 皆さん、おはようございます。八杖でございます。

早いですね。今日からもう12月ということで、ここからまた一気に今年が終わってしまうのかなと思っています。

今年度、今日は第2回ということですが、引き続き、この審査会を続けておりまして、足立区は順調に進んでいるなどという印象は持っているところです。

若干、国の動きなども御説明しておきますと、今、第2期基本計画というのがありますけれども、そこで運用の見直しのほかに、制度そのものを見直していこうという話になっていまして、今、法制審に向けた在り方検討会というのが民事法務研究会のほうで行われています。

そこで取りまとめが、間もなく行われようとしておりまして、3月ぐらいには何とか取りまとめをして、それで4月移行、法制審にという流れになっております。

その中では、まだどうなるかは分かりませんが、成年後見制度というのは数だけをどんどん増やしていけばいいということではなくて、やっぱり必要なものに、限定するわけではないですが、そういった必要なときに使える制度ということにして、それ以外の、成年後見以外の様々な権利擁護策と一緒に育っていく。時には成年後見に行き、必要性がなくなったらそのほかの、伴走型という言い方をしていますけれども、そういった支援に移行し、また成年後見の必要が出てきたら成年後見に移行するというような、そのような流れの方向での取りまとめが検討されているところで

す。

ですので、足立区のほうでも、今やっていることは、その流れに反しているということは全くなくて、その流れに乗るような形で検討が進められていると思いますので、成年後見ありきというよりは、どんな制度を使って、この方の権利擁護が図れるかというところをポイントに置いて御検討いただきたいということと、ほかの制度のほうの充実、例えば日常生活自立支援事業といったものとか、高齢、障がい、権利擁護の策があると思いますので、そういったところをどう充実させていって、また、成年後見制度と連携が取れるようにしていくかという視点で、引き続き検討をしていけるとよいのではないかと考えております。

今日も盛りだくさんの内容になっておりますが、終わりの時間は、今日は何時になりますか。

○笠尾権利擁護推進係長 12時ということで。

○八杖会長 12時ということですね。では、皆さん、そういったスケジュール感をお願いをしたいと思います。

では、議題書を見ていただきまして、今日は1番から6番までございます。議題に従って議事を進めてまいりたいと思います。

まず、1番の令和5年度成年後見制度利用促進事業の上半期の実施結果について、事務局のほうで説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係の笠尾です。

私のほうから、まず、今年度の事業計画から説明差し上げます。資料は1-1という横判の資料を御覧ください。こちら、毎

年度、高齢、知的障がい、精神障がいに分けて、年間スケジュールをつくってございます。

それぞれの担当から状況を後で説明していただきますが、高齢のほうに関しては、困難事例検討会、区長申立審査会がございませけれども、こちらは基本は毎月1回ずつやるということになっておりますが、例えば6月のところは7と12と、2つ数字が入ってございます。9月も5と11、これ、上半期なので、9月でとどめていませけれども、実は12月も、今日、この午後、困難事例検討会をやるのですが、今月も1回で終わらず、7日にもう1回ということで予定されているという現状で、ちなみに、去年は12回予定のところ18回開催、これは、検討する事例の数がそれだけ多かったということです。今年度についても、今のところ予定より3回多くやっているとことなので、去年に引き続き、対象となる件数が増えていると思っております。

あとは、庁内推進連絡会とか制度審査会、地域連携ネットワーク協議会についても、今のところ予定どおり開催できております。

区民後見人については、昨年まではコロナの影響を受けまして、大分スケジュールのずれとか、公募ができないという状態になっておりましたが、今年度については、ようやくコロナの影響も薄まってきましたので、例年のスケジュールに戻すということで、そちらに書いてございますとおりに、12月に『あだち広報』で公募の記事を掲載する予定になっていて、年明けで1月に説明会をやって、2月、3月で選考するという、従来のスケジュールに戻して、今年度は実施する予定になっております。

【公 開 用】

引き続き、1枚おめくりいただいて、資料1-2ということで、こちらの表は、区長申立審査会の審査件数の推移ということで、令和2年度から今年度の9月までの状況を数字で示したものになっております。

表のほうは、一番上の高齢者から、2段目の知的障がい者、3段目の精神障がい者ということで3段に分けてございまして、一番下が、それを全部合計したものとなっております。一番分かりやすいのが一番下の合計の数ということになりますので、その一番下の4段目の数を御覧いただきたいと思っております。

年の合計というのが、色塗りがしてある、ちょっと右のほうに年合計というものがあろうと思っております。こちらのほうが、令和2年度、74、58、89、45という流れとなっております。この45というのは上半期のみ合計となっておりますので、単純に2倍すると90ということになりますので、昨年並みです。昨年度89ということなので、今年度も昨年に引き続き、それぐらいの数で推移しているということです。

ここで見て、令和3年度だけ大きく数字が落ち込んでいると思っておりますけれども、これについては、やはりこの年のコロナの影響が色濃く反映されたのかなということを考えております。

一番上の高齢者の欄で見ていただくと、令和3年度の上半期合計が16です。例年だとここで30件近く数があったものが、令和3年度には16ということで、半減してしまっているのです。ちなみに、その年の下半期は33件ということで、ほぼ例年並みの数が出ているという状態です。ですから、この数字から見ますと、令和3年度

の上半期が、やっぱりコロナの影響をまろに受けて数が伸びなかった、その影響が年合計にも表れたというような状況となっているのではないかなと考えています。

この先は、1段目の高齢者の数で見たいと思いますけれども、年合計の右隣に生保という欄がございます。令和2年度から5件、9件、20件、12件という形になっています。こちら最後の12件は、まだ上半期ですので、2倍すると24ということで、こちらのほうは単純に増えているという状態になっています。

ちなみに、そのかぎ括弧のついた数については、生保のケースの中で、廃止が予定されていて検討に入ったというケースになります。昨年度は、20件中10件が廃止前提というものになっておりましたが、今年度については、12件中4件が廃止前提ということになって、その割合を考えると大分減っている。この数が減っているという意味は、廃止を前提としていないケースが増えているということです。通常、成年後見が就いても廃止にはならないのですけども、金銭的な支援とか、そういうものが急遽必要になって、これが審査会に出てきているというような数になりますので、大きな流れとしては、廃止前提でなくても、本当にもう金銭支援とか、そういうものが必要になって後見人が就くというケースが増えてきていますという流れが、この数字にも表れているのかなと思っております。

ちなみに足立区では、現在は廃止前提ということではなくて、生活保護の方については、いずれの方についても、必要があれば区長申立ての対象にしますという方針で、今のところはやっています。

しかしながら、平成29年よりも前は、

足立区としても廃止の前提の方だけですよという流れになっていました。この数字というのは、そういうような方針の変更に合わせて、それがケースワーカーさんの末端のレベルにも周知されてきたのかなというのも、要因の1つとしては考えられています。

ちなみに、表の右隣にある虐待というところについては、足立区として虐待の対応をしていたケースという数字が上がっています。

あとは一番右、平均年齢というのは、その年度、数字が入っているところの対象となったケースの本人の御年齢、それを平均したものになってございます。ざっくりと申し上げると、高齢者については、大体平均年齢は80歳とか81歳ぐらいになっております。知的障がい者の場合は、やはりちょっと若めということで50代ぐらいになっていて、精神障がい者のほうは、それよりはちょっと上というような数字で推移しております。

引き続きまして、資料1-3ということで、また、1ページ、資料をお進めになっていただきたいと思っております。こちらのほうは、足立区のオリジナルの数字になるのですけれども、今申し上げた区長申立審査会の案件が、どこから登場して話が出てきたのか、誰が見つけたのかというのを、最終のエピソード記録から分類をしたものになっております。

たしか前回のこの審査会で、絆のあんしん協力員さんの分類をとという話が出ていましたので、前は14項目でやっていたけれども、それを1項目、付け加えさせていただいて、今は15項目ということで数字を入れさせていただいております。残念ながら、まだ絆のあんしん協力員さんとい

う形ではカウントは出ていないのですけれども。

これを見ていただきますと、年度ごとの推移で見ると、一番上と2段目にある福祉事務所と、あと地域包括支援センターから出たというケースが増えています。これは、先ほど数字で生活保護受給者の数が増えていますよというのとリンクしていますので、この数字から見ても、やっぱり生活保護の受給者が増えてきているなということが分かると思います。

地域包括のほうは、かなりの増加率になっています。これ、上半期だけで12件という数が出ていますので、去年は1年通して10件だったものが、12件、今の段階で出ているということですので、相当、去年に比べると数字が増えたなということになっています。

逆に減少しているというのが、中ほどより少し下にある介護・障がい施設の関係です。これは、昨年度20.2%から今のところ8.9%ということになって、この原因については、私自身も確認してみたのですが、ただ、昨年度のこの数がどこから出たのかというと、高齢の施設からの通報とか発見というのが8件あったのですけれども、今年度については、今のところ、そのケースが0件ということになっておりますので、この辺りがこの数字に大きく影響しているのかなと考えてます。

引き続きまして、1枚おめくりいただいて、これは、うちの権利擁護推進係で、電話による相談を受けた件数とその内訳ということでやっております。これは、令和3年度までは、こういう統計は全然取ってなかったのですけれども、令和4年度になってから、この統計と、あとは数字だけで

はなくて内容についても全てエクセルで記録をしております。それを記録することによって、自分自身もこういうことがあったということが分かりますし、あとは、いろいろな傾向を分析することが可能になりますので、多分、同じ方から何回か問合せを受けることとかありますので、そのときに前回の記録とかはもちろん、エクセルですので瞬時に参照して対応ができるということで、4年度からこれをやり始めているのですけれども、そういう意味では、先ほどの区長申立てみたいに数の推移という分析はまだできてない状態ですが、おおむねこのように、上半期で、今年度について83件ということですので、年間通すと150件とか200件とか、それぐらいの数になる御相談が、実際に権利擁護推進係に来ています。これは、実は思っていたよりも数字が多いなという印象でございます。

大体どういう方から来ているかという割合としては、やはり多いのは、相談者として御本人、親族関係の数字が多いかなという形になっていて、御相談としては、成年後見制度に関すること。あとは後見人さんの方からは、やはり助成制度に関するお問合せが多いという状況になっています。

そんな中でも、エンディングノートのお問合せも8件、9.6%ということで計上されていますが、このエンディングノート、実はここに書いてある数字以上にものすごいお問合せを受けています。ただ、その内容が、どこでもらえますかとかそういうすぐに答えられるような内容がほとんどでしたので、8件のほかには、そういうような簡易なお問合せが相当数、この5月以降、あったということは、申し添えておきます。

権利擁護推進係から、上半期の集計とし

ては以上となります。

引き続きまして、権利擁護センターあだちから説明をお願いいたします。

○山本権利擁護センターあだち課長 権利擁護センターあだちの山本と申します。よろしく申し上げます。

資料1-5を御確認いただけたらと思います。ここから5ページ分ということで、御報告をさせていただきたいと思います。

まず、相談受付状況ということになりますが、上半期9月末までの実績ということで記載しております。昨年よりも少し増えているかなというような状況ではありますが、どこの項目が特別増えたとかということもなく、全体的な割合として増えているというような状況です。その下に米印でカンファレンスの参加は63回ということがあります。

2番、地域福祉権利擁護事業からの移行ということで、これ、昨年度は1年間通して3件だったのですけれども、今年度については、上半期の時点で既に3件、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行が図られたケースがありますので、一応御報告させていただきます。

ページをおめくりいただいて、権利擁護センターのほうは、主に啓発だったり、今、実績で申し上げた相談受付、相談支援の業務のほか、制度の周知・啓発とか研修業務も行っておりますので、ここから先はその辺の報告をさせていただきます。

3番目です。成年後見制度に関する相談会の実施ということで、(1)から(3)まであります。(1)、(2)につきましては、毎月1回開催しております無料の相談会ということで、4月から9月までの実績ということでやっています。原則1か月の、1回につき2枠のお申込みを受け付け

させていただいて、弁護士の先生、そして司法書士の先生に相談に乗っていただいていることになるのですが、時によっては相談件数が多く、3枠目も何とかお願いして相談に乗っていただいていることも、月によってはあったりするところではあります。

(3) 番、今年もリーガル・サポートの共催ということで、10月7日土曜日に一斉相談会ということで実施をしています。事前予約24枠のうち、申込みは満杯に埋まっていたのですけれども、当日、急遽キャンセルということで、最終的には22組、25名の方に相談にお見えになっていただいております。

続きまして、次のページに行きまして、周知の部分で言うと、出前講座とか視察の対応についても権利擁護センターで受けているところではあります。上半期の部分については、こちらの表のとおりとなりますが、本当に成年後見制度の概要を説明してほしいというような入門的な出前講座の御依頼から、後ほどまた御説明しますが、八杖先生にも講師としてお話しいただく、成年後見制度などの制度につなぐまでの関係機関の関わり方、金銭管理支援についてということのお話がやっぱり多いというところで、うちの職員のほうで、主任介護支援専門員向けにそういったお話をさせていただくようなこともあったりします。

あとは権利擁護センターのほうで独自でやっております高齢者あんしん生活支援事業という身元保証を中心に行う事業なのですが、それについての若い支度を絡めた講座への出前講座、講師派遣だったり、他自治体社協からの視察対応ということで、そういったこともあったりします。

続いて、5番目です。後見人連絡会の開催ということで、後見人さん、皆さん、そ

れぞれ専門職の方、区民後見人の方々に御参加いただくような形で、毎年度3回実施しているうちの、一部、下半期にもかぶっているところではあります。2回、既に終えております。

今年度は、どちらも司法書士の副委員長の矢頭先生をはじめ、この「民法の改正に伴う後見実務への影響について」というテーマでお話をいただいたり、あと、つい先日、11月17日には、「民事信託と成年後見制度」ということで、司法書士でいらっしゃるながら民事信託士というお資格もお持ちの山崎先生にお越しいただいて、仕組み、特徴、違いなどについてお話をいただいております。

6番目、区民後見人の養成ということで、先ほど笠尾係長からありましたとおり、今年度、最終的に合格となった方については、2名の方がいらっしゃるのですけれども、公募については一昨年行われたものということで、令和3年度の今ぐらいの時期に募集をかけて、応募してくださった方、その方々を面接、論文などを経て、最終的に実務研修を経て合格された方2名ということになっています。

今年度最後の座学の研修ということで、区民後見人さんが、いざ活動するときの中身の部分とか、監督人として権利擁護センターが就きますので、どういった形で連携していくべきかみたいなことを、最終的な研修ということで開催させていただきました。

次、ページをおめくりいただいて、ここもまた実績部分、権利擁護センターが相談して各制度に流していただくだけではなくて、一部、制度とか支援の受け皿として行っている事業の実績になるところで、区民後見人さんが実際受任された際の後見監督の受

【公 開 用】

任ということで、今年度については上半期、監督開始が2件、終了が8月に1件ということで、今現状、上半期末の時点で9件の後見監督を実施しております。

区民後見人さんの方々の交流会もやっておりまして、上半期には1回、意見交換会ということで、コロナも大分終息してきた時期になりますので対面で実施して、13名の方に参加いただいたということです。

9番は、区長申立ての案件における緊急事務管理の実施件数ということで、今年度は、やや落ち着いているところがありまして、上半期の時点で4件の実施ということです。

10と11については、成年後見制度とは直接ではないのですが、権利擁護センターで支援の受け皿として行っている地域福祉権利擁護事業と、先ほどもお話しした高齢者あんしん生活支援事業、2つの事業の相談件数とか契約件数の推移となっているところです。

最後のページです。ページをおめぐりいただいて、今後の予定ということになります。先ほどお話しした八杖先生に講師として、ケアマネさん向けに動画を配信する予定で、今、鋭意、動画の編集を進めているところでございますが、12月11日から20日までの期間、動画配信ということで実施予定になっています。

それから、親族向けの講座ということで、親族で後見人をなさっている方、あるいはこれから親族として後見人をやろうかどうか迷っているというような方々に対して、ぱあとなあ東京の福田先生に講師となっていて、親族向け講座というのを開催する予定です。

あと、これも毎年行っていますが、自治体職員向けの成年後見制度活用講座という

ことで、これは弁護士の森川先生のほうにお願いする予定となっています。

(2)番、後見活動メンバー交流会の開催ということで、上半期に意見交換会で1回実施したものの、今年度第2回目の部分ということで、これもぱあとなあ東京の社会福祉士の和賀井先生のほうに、昨年も行った、意思決定支援をどう考えるかということを行ったのですが、今年度第2回目のパート2ということで、和賀井先生にお話をいただく予定となっています。

最後、後見人連絡会、今年度1回目、2回目は、それぞれリーガル・サポートの司法書士の先生、矢頭先生はじめ山崎先生にお話をいただきましたが、3回目は年明け2月を予定してまして、主に誰か講師の先生を立ててお話をさせていただくというよりは、この間、ずっとコロナでできていなかった対面での意見交換、情報交換を中心に行う予定となっています。

どうしても行事が下半期に寄ってしまうところもあって、駆け足での御説明となってしまいましたが、権利擁護センターのほうは以上となります。

○**笠尾権利擁護推進係長** 引き続き、知的障がい者の状況について、小川係長のほうからお願いします。

○**小川虐待防止・権利擁護担当係長** 障がい福祉課の小川です。よろしく申し上げます。

資料1-1、全体的な推進事業計画の中の知的障がいの部門のところ、ここには4つ書かせていただいているところです。

1つ目の小規模講座、あいのお福祉会というところの、これは、前回のときにもお話をしたかと思いますが、矢頭先生に講師となっていて行ったものです。

それから、あだちの里という知的障がい

の母体の法人にアンケート調査というのをやりました。これは、その後の（３）の議題のところでもあるので、詳細はそこでお話ししたいと思います。また、今後の予定ということで、今月、事業者支援者向けの学習会というのを予定しています。これは、６月２９日の小規模講座のあいのお福祉会でやった主任さん、施設長さん向けの講演を、座学を中心としたものだったのですけれども、その法人の中で、１つの事業所が、ちょっとうちでざっくばらんに学習会をしたいというお話しがあり、これは我々のほうでやろうと思っています。

それから、１月１２日に、あだちの里小規模講座というふうに書いていますが、これは後ほど説明しますが、あだちの里のアンケート調査を受けて、新たに、この法人の中でやらせていただくというものです。

ここには書いてないのですけれども、障がい福祉課の援護係向けに、虐待防止等と抱き合わせで成年後見のお話もさせていただいたものが、一応、前期のところでもやらせていただいた実績としてはございます。

資料１－２で、区長申立てのところでも、今年度も、上半期のところで６件ということで、前年度と同じぐらいかなという状況です。

今年度、６件の中の２件ぐらいが、軽度の方の知的障がいの方の課題ということで区長申立てをさせていただきました。今まで、どちらかというところ、施設入所されている方が、御本人も高齢ですけれども、親御さんも高齢になってとか、預貯金がいっぱいたまってきて、支援者がいなくなるといったものが多かったのですが、５月だったと思いますが、２件行ったケースはお若い方で、問題を抱えていらっしやって、御家族からも半ば見放されたような状況で、今

後の生活を考えていったときに支援者が必要だということで、上がってきたケースがございまして。今まであまりなかったケースだったので、その２つのケースについては非常に特徴的でした。

問題ケースということで、候補者の手が挙がらなくて大変だったのですけれども、つい最近ですが、後見人さんが選任されたということで、私たちもほっとしているところです。その辺りが特徴的なことかなと思っています。

冒頭のところで八杖先生から、制度そのものの見直しの検討とか、いろいろなことを考えていきますよ、その根本にあるのは権利擁護支援がメインですよというようなお話が改めてあったと思うのですけれども、知的障がいの方の成年後見制度の利用というのは、精神の方にも共通するところではあるのですが、親御さんがメインで今まで金銭管理も、いろいろなことをやっていたのが、どこかの時期で、それは親御さんから成年後見人に託していきましょうとなると、その難しさというのが高齢のケースとは全然違うなど、本当に強く実感しているところです。

資料１－３の区長申立審査案件発見のきっかけというところで、高齢部門では例えば地域包括支援センターが多いというのはすごく分かりやすいのですが、障がいでは地域包括支援センター機能を担うところはないのです。ケアマネジャーにあたる相談支援事業所というものはあるのですけれども、ケアマネジャーと相談支援専門員は現実的には全然違います。地域の中で知的障がいの方に色濃く関わる人というのが、通所施設等に限られてしまっているのが現実です。その辺りを考えたときに、今後、問題ケースだけではないのですけれども、い

ろいろなところで権利擁護支援ということはどうやって考えていくんだろうかというのが、課題になっていると、こういう関わりをしている中で強く感じているところで

す。
取りあえず、上半期の実施結果という部分では以上でございます。

○笠尾権利擁護推進係長 引き続き、精神障がい者の状況について、秦課長のほうからお願いします。

○秦課長 中央本町地域・保健総合支援課の秦から、精神障がいの部分についてお話しさせていただきます。

資料1-1の部分で、一番右の精神障がいと書いてある枠で、小規模講座と保健師向け講座になります。

まず、小規模講座ですが、現時点で開催終了しているのは、11月24日の障がい者の相談支援事業者向けの、相談支援員さん向けの講座になります。社会福祉士をお呼びして、成年後見人制度のお話をさせていただきました。大体30人以上の方に出席いただいております。

今後は、1月19日に、家族者向けの講座として、家族の方々に対して成年後見人制度のお話をさせていただく予定であります。受講者数は約30名程度を予定しています。

保健師向けの講座は7月10日、もう既に開催終了していますが、こちらのほうも成年後見人制度の研修会として、11名の保健師を対象に講師として権利擁護の職員をお呼びして、成年後見の制度または申立手続についての知識の再習得と再確認をさせていただくような研修をさせていただきました。

成年後見制度のほうは、相談先の1つとして保健師もしっかり担っているという認

識を持ってもらえたと感じておりますが、今後ともいろいろな制度が変わってきますし、新しい職員も増えてきますので、こういった研修は継続していく必要があると考えております。

資料1-2の部分でのお話もあつたので、精神障がい者のほうの審査件数の推移ということで、今年度、今の時点では0件となっております。これがそもそも全くないということではなくて、対象者が全くないわけではなく、保健師にも相談はあるのですが、親族または本人のほうで申立てをしているケースが多いと聞いております。

私からは以上になります。

○笠尾権利擁護推進係長 議題1については、報告は以上になります。

○八杖会長 ありがとうございます。

多方面から様々な御報告をいただきましたが、委員の先生方から御質問や、あるいは御感想も含めてコメントを少しいただきたいと思っておりますけれども。今日は順番に聞いていってもいいですか。

矢頭さん、どうですか。

○矢頭副会長 感想としては、コロナが明けて、それで本来あるべき姿に戻りつつあるということが概観できたのかなということと、資料1-3の中で、福祉事務所と地域包括支援センターに集中しつつあるところ、これをどう捉えたらいいのか。福祉事務所は生活保護案件が増えているという御説明でしたが、地域包括支援センターに増えているというのは、1ついい捉え方をすれば、成年後見制度の地域の取組の中での地域包括支援センターの役割というものが認知されて、そこに情報が集約されつつあるという捉え方もあるのですが、一方において、多様性というのですか、きつ

かけの多様性が失われていないだろうかというようなところも、若干危惧される所です。最終の通報案件ということですから、地域包括支援センターに集まって、そこで集約されていくということは、本来あるべき姿なのだろうなどは感じたところです。

それと、ここで話ししていいかどうか分からないのですが、冒頭、八杖会長から在り方研究会の議論の話が出ていまして、その中で、いろいろ多方面の議論がされている中で、様々な論点がどっちに転ぶか全然まだ分からないような状態なのですが、ただ1つだけ、多分、何らかの形で改正されるだろうという論点が、有期になるという。期間が、もう一度始まったらやめられないということではなく、きちんと有期の形になるというところが盛んに議論されているので、これは何らかの形で実現されるのではないかなと。

そう思ったときに、成年後見制度から変わる、一度課題が解決されて、それで何ら支援がない状態で放り出されるということがないように、別の制度、社会資源によって支援をされている形が望ましいわけなのですけれども、まだ議論を始めるというところの段階ではないのかもしれないかもしれませんが、国の事業で持続可能な権利擁護支援事業がスタートはしているので、何となくいまちという感じみたいなので、ここが長期的な課題になってくるのではないのかなと。例えば地域福祉権利擁護事業の数ですとか、あんしん生活支援事業の数を見ますと、ここがそれらの受け皿に全面的になるということも難しいだろうということを考えると、長期的に考えていかなければいけないのだろうと思った次第です。

その出発点として、条例の、この審査会

における設置目的と、その所掌事項からすると、それらの成年後見制度の隣接制度の問題をここで議論することが、若干ここでふさわしい問題なのかどうかというのがどうなのかなとは思ったのですけれども、少なくとも、結果的に狭間に落ち込んでうまく進まないということがないように、この辺りから手をつけていくというところは必要なかなと感じました。

以上です。

○八杖会長 続いて、大輪さん、いいですか。

○大輪委員 はい。ありがとうございます。

困難事例検討会の回数が年々増えてきているところですが、入り口だけではなくて、既にやっているケースのモニタリングとか、出口の困難ケースというのをいろいろところで聞いています。この困難事例検討会の在り方を、もう少し幅を広げて、モニタリングや、今後リレー方式ということも出てくるときに、検討されるということも増えてくるので、ボリュームがもう少し増えたらいいなと感じました。

また、知的障がいから、自分たちのところでは地域包括支援センターに代わるような障がい者支援センターというような所がなかなかないという中で、足立区の地域包括支援センター、スーパー包括の力があると聞いていますので、例えば8050、8050の問題の陰には、50だけではなくて、30とか20が実は隠れていることを、相談などをしてしていると認識します。地域包括と連携することで、障がいの方の相談というのも柔軟に対応できるのではないかなと感じました。

私からは以上でございます。

○八杖会長 高木さんもお願ひできます

か。

○高木委員 公証人の高木でございます。

本日の御報告を聞きまして、足立区が全体として成年後見制度の推進・定着に向けて、前向きに積極的に取り組んでいるという印象を受けました。

私のほうからは区民後見人の関係をちょっとお伺いしたいのですが、現在2人を養成しているとのことですが、権利擁護のほうでつくっていただいた、8番で後見活動メンバーの交流会というのがあったということなのですが、13名参加していて、この方たちが、どのような気持ちを持っているか。というのは、まだ成年後見人になる数というのは実際には少ない。となると、自分になりたいと思っているのか、それとも、経験しないとやっぱり不安が多いと思うのです。そういう気持ちの中で、今、この人たちがどういう立場にあるのかなというのをちょっとお伺いできればと思いました。

○山本権利擁護センターあだち課長 ありがとうございます。権利擁護センターあだちの山本です。

現状29名の方が区民後見人として名簿登録をしていただいている中で、実際に受任しているのが9件ということで、残り20人の方は、まだ現状、今の時点では受任をされていない状況でいらっしゃるということです。ただ、過去に、1件、2件、受任した経験が、今、受任していない20人の方の中にはある方もいらして、特にそういったベテランの方々、昔から登録して、今もなお登録を継続されている方々については、案件が来れば受任可能ですというふうにお話をいただいている方が、どちらかというとベテランの方のほうは多いかなと感じています。

ただ、登録が浅めの人たち、特にそれで受任を1件もまだしていないという方々については、どうしてもやっぱり、今、高木先生がおっしゃったように、経験がないがゆえの躊躇みみたいなところがあるのは実際のところで、先月も区長申立審査会、区長申立ての案件の中で区民後見人さんがどうかというような案件があったところで、3年前に登録した方に、まだ未受任の方なのですけれども、そろそろいかがですかというふうにお声がけをさせていただいたのですが、やっぱりまだ自信がないというようなお話をいただいたり、その方は地域福祉権利擁護事業で生活支援員としての業務はずっと継続してなさっているのですけれども、1人で後見人として受任することに対しては、本当にまだハードルが高いですというような形で、ちょっとそこを何とかもっと引き出していくような、権利擁護センターの語りかけみたいなものも必要なのかなということは感じています。結果、その区長申立ての案件で上がった区民後見人さん、適正のケースについては、今年度登録されたお二人のうちのお一人に、受任していただくという状況になっています。なので、モチベーションをいかに継続する、それから上げていくというところを仕掛けていくかというのが権利擁護センターの、区民後見人さんに関しての課題というふうに分かっているところです。

○高木委員 ありがとうございます。

区民後見人は、初めは数を増やすということで、我々も含めて積極的に取り組んできたのですけれども、今後、需要と供給との関係で、せっかく区民後見人に努力してなったのに、何でやらせてくれないのということが出てくるのかなという気がしているのですが、そこら辺はいかがでしょう。

○山本権利擁護センターあだち課長 今の段階では、何でケースの依頼が来ないのかみたいなことの直接的なお話は受けてはいないのですが、特に、これからまたコロナ前の状況に戻って毎年要請を重ねていくとなると、人数がどんどん増えていくに当たって、では区民後見人さんをどう活用していくかということが課題になるのかなとは思っているのですが、できるだけ受任につながるようにはしていきたいと思っています。

一方で、区民後見人さんが受任する際に、必ず監督人として我々権利擁護センターの職員が就く形になるので、こちらセンター側のマンパワーのほうについても、事務量の軽減がどこに図れるのかというようなことを、区民後見人さんの受任が増えれば増えるだけ、監督人としての役割も増えていくという形になるので、そのバランスをどういうふうにするのかというのは、やっぱり少し検討していかなくてはならない部分になるかなとは思っています。

○高木委員 ありがとうございます。

○八杖会長 ありがとうございます。

私も最後にちょっとだけなのですが、まず形式的なところで、資料で、本当に充実した資料を作っているかと思いますが、発見のきっかけで出てくる人たちとその後の相談者で出てくる人たちが、項目として同じではないのです。だから、これが何となく相談する方と発見される方の関連性みたいなのが分かるように、項目をそろえることができるころは、ケアマネジャーとか、そろえていただいたほうが、よく内容が分かるようになるのではないかなと思ったのが1つです。

それから、権利擁護センターあだちさんの御報告があるのですが、中核機関

としての業務委託の内容と、それ以外と、両方含まれているという形なのですか。それとも中核機関としてこうだということの御報告なのでしょうか。そこがちょっと分かりづらいなと思ひまして。せっかく中核機関という名称を使って立ち上がっているということを踏まえると、中核機関として、こういうことをしているという御報告をしていただけると、この審査会ではいいのかなと思ひましたのと、それとは別に独自のことであるとか別の委託とか、そういったこともあるのであれば、ちょっと分けて書いていただくということをしていただけるとよろしいのかなと思ひました。

全体的な感想としては、非常に皆さん、本当によく考えながら進めていただいている、それぞれ、その中で課題が生じて、どうしようかということを考えながら、立ち止まりながらしているというのが大変よく分かってよかったなど、今年度もすごく頑張っているというのをひしひしと感じたところではあります。

先ほどお話がありましたとおり、高齢分野と知的障がいと精神障がいとは、同じ部分もあるのだけれども、違うこともたくさんあって、成年後見制度も、どの段階で、どういう必要性で行うのかというのはやっぱり違うのだなというのは感じているところです。

それとの関連で、成年後見制度以外で同じように権利擁護支援を図っていける制度も、それぞれの分野であって、それも違うのだと思うのです。特に精神などは、件数が、成年後見という形だと少なくなるのですけれども、それは当然のことであって、これを増やしていくということでは全然ないと思うのですが、精神では、成年後見でない支援としてどんなものがあって、それ

と成年後見がどう関係しているのか、連携が取れるのかとか、何となく精神分野で成年後見制度を利用促進していくためというテーマにはなりますけれども、どんな方法があって、どんなやり方があるというのを、何かもう少し詰められるのではないかなという感じは感想として持ちました。

例えば地域福祉権利擁護事業ですと、精神の方の利用の方がすごく増えてきているというような御報告もあるようで、そうすると事業の活用の可能性というのが、精神のほうでは、もっとテーマになってもいいのかなと思いましたし、それと成年後見とも連携をどうするのかみたいな、何となくその分野分野でも、使うタイミングとか、テーマが違うのであれば、そこをもう少し考えてみると、次のステップに行けるのかなという気もしました。

その中で、先ほど大輪さんが言っていたように、またがって使えるというような制度とか、そういったものもあると思いますから、そんなことも意見交換がこの場でさらにできたらいいのかなと思ったところです。

すいません。ちょっと中途半端なコメントになってしまいましたが、私からは以上とさせていただきます。

今の各委員からのコメント等について、何か御意見や御質問等あったらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

笠尾さん、お願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長です。

大輪委員からお話があった困難事例検討会の内容については、令和4年度の開催から八杖井先生に御参加いただいている、後見人としての視点から、この内容について御指摘をいただいて、それに合わせて随時

改善をしています。

それとともに、この後の議題でも出てきますけれども、そこに行くに当たっての様々なチェック事項とか、そういうものも随時見直しながら、後見人さんにとっても我々にとっても効率のよいやり方ということ随時検討しているところです。

よろしくをお願いします。

それから、八杖先生からありました検討事項については、特に条例とかに縛られるということではなくて、制度上の課題であっても、ソフト上の課題であっても、随時そういうことをこの会で話し合っていければいいのかなと考えています。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

ほかいかがですか。

よろしいですか。

では、議題1は以上とさせていただきますして、続きまして、議題2に参りたいと思います。「前さばきチェックシート」、「引継ぎ時の確認事項」の見直しについて、事務局のほうから御説明をお願いできればと思います。よろしくをお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長の笠尾です。

議題の前さばきシートといっても、皆さん、分からないと思いますので、資料2-1を御覧いただきたいです。こちらは、区長申立て（高齢者）の流れについて表にまとめたものとなっております。

前さばきシートはどこで出てくるのかというと、その左側の上から3番目ぐらいの色のついたところに、前さばき会議ということでチェックリスト作成というふうにあります。ここに、議題に上がっているチェックリストは、ここで使うチェックリストのことになっています。引継ぎのほうは、

皆さんもうお分かりになっていると思いますので大丈夫かと思えます。

ざっくりと、この表で説明しますと、対象となる方が、地域包括、基本的にはいろいろなサービス機関とかいろいろな方から通報を受けて包括さんに集まると先ほども矢頭先生のほうからありましたけれども、ですから基本的には包括からこの話が出てくるということにはなると思いますが、話が出た段階で、その横の高齢援護係、基幹包括、あとは権利擁護センターあだち、あとは権利擁護推進係、我々も、いろいろな御相談とかを受けながら、この話を進めていくということになります。

生活保護のほうは、またちょっと違うルートになって、ここに併記でしてありますけれども、こちらは福祉事務所と生活保護指導課さんのほうで話し合いをしてやっていただくという流れになっています。

そこから登場してきて、生活保護以外のケースについては、その次に、前さばき会議というのにつけられます。ここで区長申立てに進める案件かどうかというのを様々な項目をチェックして、あと足りない資料とか、これをそろえてくださいとかというようなこともこの中でやった上で進めることになります。それを通過した後で、この困難事例検討会という流れになっています。この困難事例検討会からは、生保のケースについても、ここから登場してくるとい形になっています。

ここでは、先ほど申し上げたとおり、この会に八杖先生が今現在、参加していただいて、一緒に検討させていただいております。

それを経て、また様々な調査を重ねて、その次に区長申立審査会という形になります。こちらの審査会については、区の管理

職が参加して、区として、区長申立てをすべきかどうかという最終的な判断をここでやるという会議になっております。

過去の経験からいうと、この区長申立審査会で通過したものについては、ほぼ全て申立てにつながるという形になっています。ほぼというのは、状況が変わるか、あとはお亡くなりになる方が一部いらっしゃるの、そういう言い方をさせていただいております。

冒頭、私が表で説明した数については、この区長申立審査会というものの数で、ここまでの推移を分析する資料としての数字としては、ここにつけられた数を使っています。なぜなら、それは、ここから区長申立てにつながるまでに、大分タイムラグが生じてしまいますので、リアルタイムでの数字の把握が難しくなってしまうのです。申立てまでに、ここから、場合によっては、1か月とか2か月とかかかると年度をまたいでしまうことや、いろいろなことがあつて、そうするとその年度の動向とかを表すのが難しくなってしまうので、動向を確認する数字としては、この区長申立審査会の数として、毎回御報告させていただいております。

審査会を通過して申立てをしたものについては、申立てをする際に候補者を挙げなければいけませんので、その前段として、現状では弁護士さんと、司法書士さんと社会福祉士さん、それぞれの団体に候補者依頼をかけるという形になっています。どの団体に上げるかというのは、この区長申立審査会の中で最終的には決定しています。

それが決まった段階で、次は顔合わせという手順になっています。よその自治体では、何かこれがないところもあるというふうに聞いていますけれども、足立区のほう

では、問題がなければ全て、この時点で一度顔合わせして進めております。

場合によっては裁判所で鑑定してくださいということが入ることもありますけれども、基本的には、その後は、裁判所のほうから審判が出て後見人が決まりますので、そうすると後見人に引き継ぐという流れになっております。

この流れを御理解していただいた上で、議題の本題のほうに入りますので、本題のほうは、基幹包括の花本課長から説明をお願いいたします。

○花本基幹地域包括支援センター地域支援課長 基幹地域包括支援センターの花本です。よろしくをお願いいたします。

資料2-2を御覧いただきたいのですが、このお話を前提の話として、後ほど、また笠尾係長のほうから御説明があるかと思うのですが、資料4の中で、1年前から成年後見制度の利用促進に関わるいろいろな課題と目標というのを整理していただきました。この中で、4ページの区長申立てに関して、現場で感じている課題として、区長申立ての必要性や処遇の方針がきちんと立てられないまま困難事例検討会上がってしまっている状況が確認されました。これまでも前さばき会議は、このチェックシートに基づいてやっていたのですが、昨年度から八杖先生が困難事例検討会に入ってくださったこともありまして、いろいろと私たちが少し足りない点ということも明らかになってきたので、今回、この前さばきのチェックシートを少し改変することによって、より困難事例検討会できちんと議論に乗せられるようにするための改正を行ったところです。

多分、皆さんにお見せしたことがないと思いますので、ざっくり説明をさせていた

だきますと、先ほど笠尾係長からお話があったとおり、前さばき会議というのがありまして、そこには包括支援センターと高齢援護係と基幹までは一応、基本のメンバーとしてありまして、あとは御本人の状況によってケアマネジャーさんが入られたり、ショートステイの職員さんが入られたり、あと緊急事務管理が入りそうであれば権利擁護センターの職員に入ってもらったりというようなことをして、その都度、検討をしているところです。

大きくは、このケースが区長申立てをする以外にほかに方法はないよねという確認と、申立てに当たっての金銭管理とか、収入とか資産の状況と、あとは今後の処遇方針のところを確認するようなものになっております。ですので、御本人の判断能力が医学的な見立てに基づいてきちんと精査されているかどうかですとか、親族の状況として、ほかに申立てができるような親族がいるかないかとか、もしいらっしゃった場合に、その人が何で申立てができないかというようなことを確認しております。

それから、金銭管理や収支状況、資産状況の中で、区長申立てをしなければいけないような状況になっているかどうか、課題が何かということを確認するようなものになっております。

それから、御本人に対して利用意向の確認ですとか、最終的に一番大事な処遇方針、申立てまでの課題と、どういったことを後見人さんをお願いしていくかというようなことをきちんと前さばきの段階である程度確認します。この段階で、まだ不十分なところがあれば、困難事例検討会にかける前に、そこをもう一度、皆さんで役割分担をして、整理をします。包括支援センターのほうで関わっているケースについて

は、このようなチェックを行ってから困難事例検討会にかけるような内容になっております。

今回、これを年度の前半で少し修正しまして、9月ぐらいから、各前さばきで使ってもらっていて、かなり細かい内容ですけれども、基幹の職員や高齢援護の職員が、これを説明しながら包括さんとも一緒に使わせていただいて、おおむね包括さんのほうでも、これで問題ないということで、現在試行中としながら、もうほぼほぼ、今、実務的に使っているようなところですよ。

前さばきのチェックシートについては以上となります。

続けてよろしいでしょうか。

○笠尾権利擁護推進係長 続いて、お願いします。

○花本基幹地域包括支援センター地域支援課長 そうしましたら、続けて、資料2-4を御覧いただければと思います。成年後見制度ネットワーク協議会のほうでも、後見人さんからも、ケアマネジャーさんや施設の方からも、双方の役割の認識不足ですか、そういったことも課題として見られました。そこで、足立区では顔合わせ会議と引継ぎ会議、2回の会議がありますので、その場で一堂に顔を合わせたときに、チーム支援の助走期間といいますか、そういう会議ができればなと思っておりまして、そのときにこういったことを共有するのかを、標準様式として、こんなものが確認できればいいかなということで作ったものになります。

情報がこれだけ全部そろっている人はなかなかいませんので、この中で必要なものとか、もちろんこういう情報が全然取れないような方も中にはいらっしゃるの、可能な限りというところではあるのですが、

理想的なところになってしまうのですけれども、項目を作成させていただきました。

先日、ネットワーク会議の中でも、後見人さんやケアマネジャーさん、施設の方にも御覧いただいて、御意見いただいたところも少し追加させていただいたもので、こちらは提出しております。

まず、顔合わせ会議ですけれども、顔合わせ会議の段階では、まだ後見人さんは候補者になりますので、当日の資料は回収させていただくのですが、内容としては、区長申立審査会の資料をベースにしまして、なぜ申立てに至ったかという、その経緯の御説明とか、御本人の人となりですとか、虐待があったときはその認定の有無ですとか、あと御本人のコミュニケーションの留意点などを確認させていただいております。

それから、御家族の状況ですね。虐待の事例のときには、その御家族さんにどういった対応姿勢で関わっていくかということも確認しております。

区長申立てはできないけれども、医療同意はできるよという場合も結構ありますので、そういった方がいらっしゃるかどうかということも確認しております。

それから、現在までの課題ですとか、これからの支援方針や目標等を確認しております。

それから、これは裏面に行くのですけれども、後見業務に関しては、現在の金銭管理状況ですとか手続状況、後見人さんが就いたときに想定される後見業務などをお伝えしております。

チームについては、現在関わっているチームメンバーがどういった人たちが関わっていて、どのような役割を持っているか、御本人とどういう関係性があるかというよ

うなことを顔合わせ会議の場でお伝えができればと思っております。

引継ぎ会議につきましては、そのまま資料は引継ぎ用として後見人さんに配付できるような形で考えております。顔合わせの会議で、おおむね御本人の状況などはお伝えできておりますので、御本人の状況については、それ以降の変化があればお伝えします。それから、特に後見人さんが就いた後にどういった動きをしていくかということを具体的にお伝えしていくのですけれども、例えば御家族さんで連絡を取ってほしい方とか、連絡先とか、取ってはいけない方とか、そういったことも含めて御家族さんの状況をお伝えしたりですとか、よく虐待事例においては、面会制限をかけているような場合もありますので、そういった面会制限をどういったスタンスで続けていくのか、もしくは終了するときのモニタリングをどういったふうにするのかといったことも、具体的にそこで確認ができればと思っております。

事務的なところでは、措置から契約へのタイミングですとか、あとは医療同意の部分の確認ですとか、レアケースではあるのですけれども、御夫婦で同時に区長申立てをするケースも時々ありますので、同じ後見人さんが就く場合と、区長申立ての場合はおおむね違う後見人さんが就く場合がありますので、総合的に御夫婦でどういった処遇方針を持っていくかということを確認したいなと思っております。

事務手続の部分は、御覧いただければと思います。

後見業務につきましても、先ほどリレーのお話がありましたけれども、やはりリレーをもし想定している場合には、どういうタイミングでとか、どういうふうにその連

絡をするかというようなことを確認できたらと考えております。

それから、日常的に後見人さんがどこまで関われるかというようなことを確認できたらと思っております。以前、ネットワーク会議の中でも、後見人さんのほうでは、担当者会議に呼んでもらえないというお話がある一方で、ケアマネジャーさんのほうでは担当者会議に後見人さんが来てくれるのだろうかとか、呼んでも来てくれないみたいなお話もありましたので、そういった双方の、どこまで何ができるかということの確認がこの場でできると、チーム支援としてもスムーズになっていくのかなと思っております。

それから、やはりネットワーク会議の中で、後見人さんの中ではファクスが一番助かりますというような弁護士さんの御意見もありました。どういった連絡手段がつながりやすいかによって、連絡1つ取るにしてもストレスのない形ができるかなと思いますので、その辺も、細かいところではあるのですが、確認できたらなと思っております。

それから、チーム及び関係機関の連絡先一覧ということで、連絡先リストを下にイメージとして書いてありますけれども、どういう方々がこの方に関わっていて、それがどういう役割を持っているとか、留意事項とか、その辺りを一覧としてお渡しができるかと思っております。

あとは、やはり御本人が亡くなられたときに、どのような推定相続人がいらっしゃるのかとか、お墓がどうかとか、いろいろ葬儀に関する生前契約等があれば、その辺の情報もお渡しできればと思っております。

それから、残された課題とかりスク、後見人さんが就いたからといって全ての課題

が解決するわけではないですし、いろいろとリスクが発生したときにどう動くかということが確認できていると、双方が安心してスタートができるかなと思っているので、この辺りが確認できればと思っております。

少し長くなりましたけれども、顔合わせ会議と引継ぎ会議で、このような項目が確認できたということ、今この案をつくらせていただいております。これについては、具体的に顔合わせや引継ぎ会議ではまだ使っていないのですけれども、これから包括支援センターに向けても、区長申立ての説明会を年が明けたら行う予定ではありますので、その辺りからスタートができればなと思っております。

以上になります。

○八杖会長 ありがとうございます。大変素晴らしいものが着々と出来上がってきているなというのは思っているところですが、今いただいた御説明につきまして、委員の先生方から御質問や御意見があったらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

お伺いします。

○矢頭副会長 矢頭です。

私もネットワーク協議会に参加させていただいて、その段階で拝見させていただいて、そのときに、顔合わせのときは資料回収、引継ぎのときに、顔合わせ会議のところの情報も含めていただきたいということで、それを反映していただいた内容で御説明いただきましてありがとうございます。

それで、重ねて確認ですけれども、細かいところとして、今までは、こういった情報はもらいつつも、区のほうに対して申立ての書類の写しの交付申請をして、それを頂いていたかと思うのですけれども、つま

り、そこには、例えば財産目録、収支の予定表、あと戸籍等の資料を申請していただいたと思うのですが、これはまた別途、申請していただくという理解でよろしいですか。

○笠尾権利擁護推進係長 そうです。

○矢頭副会長 ありがとうございます。

○八杖会長 ほか、いかがですか。

私から何点かよろしいでしょうか。

困難事例検討会に最近、1年前から出席をしまして、そのときに課題に挙がっていたのが、1つは、後見人さんが引き継いだ後に後見人が行う業務、これとの連続性というか意識がやっぱり乏しいのではないかという御指摘をさせていただいたのがやっぱり一番多くて、それはとても反映されているように思いました。

もう一つは、チーム支援が言われている中で、チームがちゃんと今あるのかとか、将来的に後見人さんがどう関わっていったらいいのかとか、その点が課題だと思えますので、それもよく反映されている内容になっているのではないかなと思えました。

もうこれはほぼ出来上がっているものなので、これから意見を出してもとは思いますが、ちょっと気がついたところが幾つかありましたので、それだけ簡単にお伝えさせていただきます。

まず、チェックシートのほうですが、補充性のところの検討というのがもう少し明確になってもいいのかなと思います。私、困難事例検討会に参加していて、つくづくいつも感じるのは、特に生保の案件で、生保のケースワーカーさんと、今の金銭管理のやり方で、やっていけないのかなというのを考えたりもしますが、ただ、法的事実を言われると、確かに、代理権があるわ

けでもなく、限界はあるのだろうという意識も持ちながら、その補充性というのは、何がどの程度できるものなのかという検討が本当は必要なのかなとは思っています。

あとは日常生活自立支援事業の話もいつも出てくると思いますし、もしかすると、ちゃんとした御家族さんがいらっしゃる場合には、それも補充性になるのかもしれませんが、そういった補充性でほかに方法がないのかというのは、本来的にこの前さばきのチェックシートのところでも検討されることなのかなと思いました。

それから、この顔合わせ会議と引継ぎ会議のところ、こちらは、先ほどの矢頭さんとの質問とも内容がもしかしたら似てくるのかなと思うのですが、後見人の立場になると、このシートはそのままもらえると本当はいいのだけれども、多分、そのまま渡すわけではないのかなと思ったのですが、これをそのまま後見人さんがもらえる。そうですね。

○花本基幹地域包括支援センター地域支援課長 はい。会議の資料、次第なので。これプラス、多分、区長申立審査会で作成をした資料が添付されてくるかなと思うのですけれども。

○八杖会長 そうすると、1つは、個人情報のところがいいつも話題になっていますけれども、どこまで核として、配慮として、何か必要なことを検討することがないのかなと思ったのが1つです。特に、この会議には後見人さんだけではなくて自治体関係者もいらっしゃいますけれども、ほかの方も御参加いただくのですよね。

○花本基幹地域包括支援センター地域支援課長 ケアマネジャーさんであったり、施設の方であったり、そのときに御本人に深く関わっていらっしゃる方がいらっしゃれ

ばですが、おおむね高齢援護係さんと権利擁護推進係さんと包括と基幹プラス後見人さんかと思います。

○八杖会長 お渡しするという結論で構わないのですが、情報的にはすごい情報だなと思ひまして、落としてしまったら一巻の終わりみたいなことがものすごく記載されているような気がしますので、そこを何かうまく配慮できる方法がないのかなというのを思ったところです。そこだけちょっと気になりましたので、お伝えをさせていただきました。

後見人としては、これがあると大変助かるというか、実情がよく分かると思ひましたので、今後の支援に役立つことは間違いないのだろうとは感じたところです。

以上です。

ほか、ございますか。

よろしいですか。

そうしましたら、これがもう既に使われつつある。使っている。

○花本基幹地域包括支援センター地域支援課長 前さばきのほうは、今、試行で使っています。こちらの会議の標準項目については、まだ包括にもお知らせをしていない部分ですので、これからになります。

○矢頭副会長 1ついいですか。

○八杖会長 お願いします。

○矢頭副会長 矢頭です。

今、八杖会長からの話を聞いてちょっと思ったのですけれども、つまり、これは同じ、この引継ぎ会議で配付される資料というのは、多分その会議に出席されるチーム支援を担うメンバーですよね。イコール、後見人ということですので、そういう意味で言うと、チーム支援を行うメンバーが共有すべき情報ということですよ。

○花本基幹地域包括支援センター地域支援

課長 はい、そうです。

○矢頭副会長 それ以外に、プラスアルファの、だから共有すべき情報がどこまでなのかという問題と、そうするとそれを超える情報があるとすれば、それだけは後見人だけにいただくといったところを分けていただければいいのかなと思いました。

○花本基幹地域包括支援センター地域支援課長 ありがとうございます。

○八杖会長 ちょっと嫌らしい話をする、自治体としての対応と後見人としての対応というのは、必ずしもイコールではないところもあったりするじゃないですか。だから、何かそれが全部載っているなどという感じがちょっとして、今の共有すべきことと、共有しなくてもいいことというのは、もしかすると自治体と後見人との間にもあるのかもしれない、そこら辺が少し気になるといえば気になるのかなというのを思っています。

あと追加で、もし可能であれば、こうなのであれば、困難事例検討会のフォーマットも、何か反映するような感じ……。

○笠尾権利擁護推進係長 それは、この後、また御説明したいと思ったのですけれども。

○八杖会長 そうですね。分かりました。

じゃあ、この議題は以上ということでしょうか。

ありがとうございます。

では、続きまして、議題の3番に参りたいと思います。成年後見制度に係るアンケート（知的障がい法人）の実施の結果について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○笠尾権利擁護推進係長 こちらのほうは小川係長から説明をお願いいたします。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長 資料

3の御説明をします。あわせて、資料1-1の、先ほど御報告させていただいた、知的障がいの小規模講座の中のあだちの里アンケート調査というのと、1月12日、あだちの里小規模講座という、ここに関わってくるお話になります。

前段として、先ほどお話ししましたように、知的障がいの方の成年後見制度を進めるところで、施設に入っているような方は比較的分かりやすいのですが、地域で暮らされている中で、どういうふうにしてつなげていくのか。必要と思っただけでもなかなかつながりにくいみたいところを御家族、特に親御さんとお子さんという関係の中で非常に難しい。我々としては地域で考えると、一番身近にいる支援者の方がお母さん、お父さん、御家族が一番信頼されているというのがずっと考えているところです。

そこで、足立区の中で一番大きい知的障がいの法人であるあだちの里に、成年後見制度についてのアンケートを今年の8月に行いました。成年後見制度についてどのぐらい理解されているのかというところで、さすがに知らないという方はいらっしゃらなくて、おおむね成年後見制度は理解されていましたが、では深く知っているのかというと、そうでもないというのが結果として出ています。

利用者さんの中で、成年後見制度の利用が必要な方はいますかと聞いたところ、将来的に必要ではないかというのが11名、今必要だと思うという方が44名いらっしゃいました。御家族が高齢、あるいは御本人単身のためという理由でした。実際に成年後見制度の案内をしたという方は、7名とのことでした。

また利用促進のために、職員向け、家族

向けの研修や講座を行って欲しいという要望がありました。

これを受けて、来年の1月12日にあだちの里で学習会を行うことを企画しています。権利擁護センターあだちにも御協力をいただき、制度の説明とグループワークを行おうと考えています。アンケート結果にあった、成年後見制度の必要な方がいるということを受けて、実際にその制度利用につなげていけるものがあるのであれば、つなげていきたいと考えています。

先ほど区民後見人のお話がありましたが、知的障がいの方で区民後見人がついていらっしゃる方はいません。グループホームとか入所施設であれば、区民後見人につなげるものがケースとしてあるのであれば、そういうところも考えていきたいと思っています。

補足というところに書かせていただいているのですが、ちょうどそんな話をしていっている中で、このあだちの里の法人に通所されている方の保護者さんが、御自宅で動けなくなっているということがありました。保護者さんとその方を同時に保護したという形になったのですが、保護者の方については高齢のほうで区長申立てにつないでいくということになりました。まさに崖っ縁ぎりぎりのところで、何とか保護者の方をお救いできたなと思うのですが、そういうことは日常的にあるというのがありまして、その辺りも共有しながら、知的障がいの方の御支援をしていければと考えているところです。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

非常に知的障がいの方の、特に親御さんが対応できなくなった場合の問題というのは大変かなというふうに、大変というかど

うしたらいいのだろうということが率直に感じたところではありますが、何しろつながられるほうの成年後見人としては、どうしたらいいのだろうというのをすごく思っていると思うのです。だからつなぐというのも大切ですが、成年後見でちょっと置いて、どうしていけばいいだろう。親の高齢化とか死亡について、何となくそちらのほうの議論もしていただけると、だからモデル事業というのがもしかしたらそういうものなのかなとちょっと思いましたが、そういったことをしていただけるとよいのかなと思いました。

特に入所の場合は、そのまま、そのままというのは、良いか悪いかって問題があるかもしれませんが、お父さん、お母さん亡くなられた後でも入所ということがあると思いますが、本当に御自宅で通所だった場合には、お父さん、お母さんが倒れて、じゃあ後見人さんに入ってもらいましょうということになったときに、後見人としては、どうするということになると思うのです。選択肢は、先ほど大輪さんに言っていただいたとおり、皆さん、グループホームをおっしゃるのですが、やっぱり向き不向きとか、場所とか、今までの生活との関係とか、本当にこれでいいのかなということの後見人としては感じたりもして、その指針があるわけではないのかもしれないのですが、非常に悩ましいなど。もっと親御さんたちがお若いときに、将来のことについてしっかりお子さんと考えていただいたりということが必要なのではないかなと。そういうのがあると後見人が入ってきても、そこをサポートするみたいな方針で動けると思うのですが、今、その方針も親御さんの中では全然ないケースが多くて、大変困ってしまっていると大

輪さんは思っているようすけれども。

○大輪委員 ありがとうございます。

本当にそのとおりで、育成会などではつなぐノートとかをしっかりと皆さんに御紹介していると思うのですけれども、やっぱりなかなか、それを御準備して下さっている方は少ないです。どういうふうを考えているのかという、親の思いとか、今後どうしたいのかという思いを、つなぐノートに起こしておいていただくということは、エンディングノートとも関わってくると思うのですけれども、ぜひ御準備していただけるといいなと思います。

○小川虐待防止・権利擁護担当係長 障がい福祉課の小川です。

現実的におっしゃるとおりで、それを行政の人間が言うよりも、身近に支援して下さる方が理解していただいて、そこに我々が手伝うという形ができればと思います。

そうすると、今度は後見報酬の問題とか、後見人が一旦就いたら切れないという問題もあります。まだお若い方なのに、むしろ権利擁護のはずなのに、権利擁護ではないみたいな話にもなりかねない。だから、先ほどの制度そのものをどうやって見直していくのかという動きなんかどうまくリンクさせながら進めていかないと、きっと本当の意味で親御さんの御理解は進んでいかないのだろうなと思います。そのための1つのきっかけとして今回の学習会を考えています。つなぐノートも含めて、これから御提案していければなと考えます。

○八杖会長 ありがとうございます。

いいケースがモデルケースとしてできるといいのかなと思いました。

よろしくをお願いします。

では、続きまして、議題の4に参りたい

と思います。成年後見制度利用促進事業における課題と目標について、事務局から御説明をお願いできればと思います。よろしくをお願いします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長、笠尾です。

資料のほうは、資料4ということになります。まず、概要というか現段階の問題というか、そういうことをお話ししたいのですけれど、この課題と目標については、資料にも書いてございますとおり、ちょうど1年ぐらい前に策定して、これを進めていこうということをやっているものでございます。

1年間たって、さらに課題となることや、これはちょっと方向性が違うのではないかなというものがだんだん見えてきたかなという段階に入っています。かといって、毎回言っていますけれども、何をメインターゲットとしているかというものについては、チーム支援という、それは変わりはありません。今のところ、それをやっているのですが、そうはいつでも、ここまでの御報告で申し上げたとおり、数字から見ても、トレンドがやっぱり変わってきているというものを感じています。ですから、そういうものに合わせた課題の見直しとか、そういうものが必要になるだろうということを今、感じているということと、あとは今年度5月に作成しましたじぶんノートを使って、もっとこれを活用して、いろいろな様々なことが、できるだろうということがだんだん見えてきたかなというようなことを感じています。じぶんノートはエンディングノートという意味合いもありますけれども、意思決定支援というものを持たせていたりとか、あるいは利用者が使うだけではなくて、支援者側ですよ。支援者側

もよく分かっていなかったようなことを改めて見ていただいて、権利擁護に対する認識をまた改めていただきたいなという思いもありまして、そういうことによって、基本計画にあるとおり共生社会の実現というものにつながっていくと思っていますので、そういうことも踏まえて、今後もこの課題と目標でやっていきたいと思っています。

資料について説明しますけれども、今回、前回まだ報告してなくて新たに進んだものについては下線が引いてございます。資料4の1ページからいうと、上のほうで、研修講座の開催ということでじぶんノートを活用ということが書いてありますけれども、これは引き続き、じぶんノートを使ったというか、研修の中でじぶんノートに触れるというような形でやってきております。

3ページのほうは、今、花本課長から説明していただきましたけれども、中核機関がチーム形成の形成状況や引継ぎ内容確認ということに取り組んで進めてきたということと、ネットワーク協議会のほうについては、年3回ずっとやっていますということと、あとは、その次に目標として出させていただいていた、関係所管とか介護保険課と連携して担当者会議の開催状況確認というのを当初、これは対策案として出していたのですけれども、これも花本課長がさっき言ったとおりに、呼ぶ呼ばないという段階で、まずいろいろ擦れ違っているということが、ここまでのいろいろなアンケートとか話合いの中で分かりましたので、まずそこからやらなくては駄目だなということで、これについては保留しようということで今、考えています。

そのちょっと下の中核機関の中の生活保

護受給者の成年後見申立て手順の見直しということ。これが冒頭で説明しましたとおりに、生活保護受給者のケースが増えてきています。しかしながら、現状として、先ほど区長申立ての流れの図があったと思うのですが、包括から出てくる案件については、繰り返し検討がされて困難事例検討会に上がってくるのです。ただ、生保のケースについては、そういう検討を経ないで、いきなり困難事例検討会に出てくるのです。ですから、その制度というか、その内容というか、そこが、レベルがかなり違うという温度感になっています。それがやっぱり問題になっているという状態です。

ただ、包括サイドは社会福祉系なので、その辺に対する権利擁護とか、そういうものについては、やっぱりふだんから認識して進めてきているので、それなりの知識もありますし、そういう環境ですと案件の検討をしてきているから、それだけの精度が保てていますけれども、では生活保護のほうはどうかというと、一応、ケースワーカーさんは、社会福祉法上は社会福祉主事さんという位置づけになっていますが、実際問題としては、そういう認識も持たずに一介の事務職員として実務に携わっているというケースのほうが多いのかなと思っています。ですから、その辺りでも、権利擁護というものに対する認識がケースワーカーさんにあまりないのではないかなということが1つ大きな課題になっていると思います。

その辺については、単独の所管で何とかできるというような形でもありませんので、引き続きどうしていくかというのが、やっぱり大きな課題になっています。

取りあえず今、考えているのは、現行

の、何となく申立てですというような曖昧な、今も一応あることはあるのですけれども、その手順書的なものをもう少し精査して、レベルアップをして、困難事例検討会上がってこられるようなものを作りたいということで、今、参加されています生活保護指導課の小林さんと、各所管課のほうと連携を取って、今、それにちょうど着手したところになっています。これがやっぱり今回の御報告の中で一番大きいかなと思っています。今日はちょっと資料としては提供できていないのですけれども、今ちょうど話し合いを始めて、下案をつくっているところなんです。

4ページ移っていただくと、前さばきチェックシートは、さっきやったところです。あとは各機関の役割と明確化と強化というのも、マニュアルを見直さなければいけないということもありまして、着手を始めたところです。

あとは緊急事務管理についても、そもそも職員の間で、その法的な位置づけとかというものはあまり周知されてないこともありましたので、これはこの間の推進連絡会で、山本課長のほうから説明をしていただいたところです。

あとは資料提出の見直しということで、診断書等作成時における本人情報シートの役割というものが、基本計画の中には書かれていると思うのですけれども、残念ながら区のほうでは必須事項では、基本計画上も必須ではないのですが、必須で出してよという方向性ではなかったものを、今回改めて包括さんに、これは必ず出してくださいということで周知したところです。これについても、後見の適正な運用ができるように、本人情報シートをきちんと各担当で作ってくださいよということをやりはじめた

ところです。

その最後に、困難事例検討会資料様式の見直しというところで着手というところで、これが先ほど後で説明しますと伝えたところなんですけれども、これについては、いろいろ八杖先生の御意見も踏まえまして、事務局のほうで下案をつくって、別様式で1つに何か必要事項をまとめたものを冒頭に作れないかということで推進連絡会に提案したのですけれども、余計な1枚を作ると、手間暇が相当大変だということで却下されたということがありますので、第2案ということで、現行の様式をそのままエクセルシートで、もう少し簡単に入力できるようなシートの案を作って、今、係内で検討を始めたところです。エクセルシート自体は、原案としてはもうできていて、それを今、係内で検討して行って、次の段階で、また、推進連絡会に諮らうかなというところとなっております。

取りあえず課題と目標については、報告は以上になります。

○八杖会長 ありがとうございます。

やっぱりこうやって一覧化されて、きちんと今こういうふうな課題になっていますということは大変重要なことで、これによって振り返ったりとか、さっきトレンドという言い方をされましたかね、それによって新しいものが追加されたり、非常に分かりやすくなっていてよいなというのをまず感想として思いました。

ほかの委員の先生方も何かございましたら、御指摘、御感想、御質問等をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

生活保護の点は、多分、足立区だけではなくて、ほかの自治体でも、成年後見との関係をどうしていこうかという、同じよう

に課題になっているという認識なので、ちょっとほかの自治体と意見交換とか情報交換をしてみると、意外と得るものもあるのかなというのは思いましたので、引き続き御検討をお願いしたいと思います。

では、議題4につきましては、本当に引き続き頑張ってもらいたいと思いますので、皆さん、御協力をお願いしたいと思います。

議題の5に参りたいと思います。じぶんノートの活用状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長、笠尾です。

今もじぶんノートの話をしましたけれども、現状で配布実績としては7,900冊という数が出ています。それとともに、私が直接、包括のいろいろな会議とか、家族介護者教室とか、そこに書いてございますけれども、そこに行って直接、短いものだと10分から、長いものだと2時間というところまで、様々な会議がありますが、行ってまいりました。そこへ行くと、生の声を聞くことができるということと、あとは、じぶんノートの中に成年後見制度がちゃんと書いてありますから、漏れなくそういうことも宣伝できるということで、様々な使い方ができるなということで、もちろんお墓とか葬儀とか、そういうものに興味ある方は、ここに書いてありますよということで、それにも使いますし、皆さん、非常に興味を持って聞いていただいているという状態になっています。

これは5月から、取りあえずは一般区民向けということで配り始めて、今の段階だと、次の段階としてケアマネジャーを通じて配布というような段階になっています。

この後考えていることとしては、今度は

施設系ですね。施設系、特養、施設長会とかございますので、そちらのほうで配布して周知していただくということと、あとは医療連携ということで、病院のほうに担当課がありますので、そちらにも御配布して、今ちょうど宣伝を始めたところと、あとは障がい者、あしすとさんでも興味を持っていただいて、ちょっと頂きたいということなので、この間、お渡しをしたところ です。

今後は、そういうところを含めてどんどん御利用していただきたい。ですから、障がい者のほうも、今、先ほど大輪先生からお話があった、書いておいてほしいことをじぶんノートに書いて引き継いでいただきたいなということで、ぜひいろいろな方面で御利用していただければありがたいなという状態になっていますので、これもどんどん進めていきたいと考えています。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

今のじぶんノートの活用状況について御質問や御意見がある方、お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

これは各自治体で、やっぱりこのじぶんノートとかエンディングノートとか終活系の、こういったものはすごい大反響だということをお聞きするのですけれども、この活用の仕方って、ほかの自治体でこんなふうに使っていますよとか、何か御存じの方いらっしゃいますか。

私が存じ上げているのは、今度、要するにじぶんノート相談会みたいなもので、このじぶんノートという名前を使って、相談会につなげるというところまでをやっているところは幾つかあります。そうすると、あのじぶんノートだということで、日頃相談に行かない人も、関心を持って相談に行

っていただけるというのがあるようです。ここに各種相談窓口の情報等掲載というのが記載されていますけれども、そこでじぶんノートという名前を使って、相談会をいろいろ開いてみてもいいのかなというふうにはちょっと……。

○笠尾権利擁護推進係長 すみません。1つ報告が漏れまして申し訳ありません。権利擁護推進係長、笠尾です。

実は、これ、計画なのですけれども、今は各地域包括で、別にこれをやりなさいということにはなっていないのです。ですから、やっていただければ、私が呼ばれてやっているところもあれば、全然やっていただけないところもあるのですけれども、それを今の計画としては、来年度からは各25か所の包括で必ず年に1回はやってくださいということを考えています。そういうことで、取りあえず来年度から全ての包括でやるという方向で今考えています。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

では、そういう相談会も、包括系はそれでいきますね。あとは専門職の相談とかも使えると思いますし、いろいろな相談にじぶんノートという名前でつなげられるのかなと思いました。

もう1点は、庁内でこの認知度を高めていくとか、やっぱり区民の皆さん、高齢者の方も障がいのある方もたくさんいらっしゃるわけですから、高齢・障がいの担当課だけではなくて、ほかの関係する課のほうにも、こういう取組をしていますというのを広めていただくと、いろいろなことが解決につながっていくのではないかなと思いますので、庁内での周知ということも結構大切なのかなと思ったところです。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係

長、笠尾です。

それについては、段階を追ってやっていきたいと思っていますけれども、取りあえず第1弾として、ケースワーカーさんに配りたいということで、この後、たまたま特養とケースワーカーさんの意見交換会みたいなものがあるということを知りましたので、そこは担当課に言って、じぶんノートを配らせてくれということで今、交渉しているところです。

以上です。

○八杖会長 たくさん作戦があるようで、今度ゆっくりお聞きしたいなと思いましたけれども、大変楽しみにしております。

ありがとうございました。

では、一応じぶんノートの活用状況で議題5が終了で、議題6、その他ということになっておりますが、こちら、事務局のほうで御説明があつたらお願いできますか。

○笠尾権利擁護推進係長 権利擁護推進係長、笠尾です。

そちら、記載があるとおり、ネットワーク協議会の御報告等になります。前回のネットワーク協議会は11月2日に開催されて、矢頭先生も出席、もちろんされているのですけれども、そこでは、初めて事例検討というのをさせていただいて、結構貴重な意見を聞くことができました。一番懸念されていたのが、法テラスの使い方について、皆さん、弁護士の先生とか社会福祉士の方がどういう御理解とか、どういうふうに携わっているのかということが、その中でちょっと知りたかったものですから、ダイレクトにそのことを聞いてみたのですけれども、社会福祉士の皆さん、積極的な、これはもうやれますという話とか、行政書士さんからも、じゃあ、それを行政書士もやるよというようなことで、法テラスを使

ってやりますよというような貴重な意見が
いただけたりしました。

ケアマネジャー向け研修については、先
ほど山本課長のほうからもお話がありまし
たけれども、八杖先生のほうで、今度、動
画配信の研修をやる予定になっていますの
で、私としても楽しみにしております。

それから、次回の開催予定ということ
で、第3回については、来年になりますけ
れども、2月22日ということで予定して
いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○八杖会長 ありがとうございます。

議題は以上ですけれども、皆さんのほう
から何か、今までのことも全部含めて、御
質問や御意見等あったらお願いしたいと思
いますけれども、いかがでしょうか。よろ
しいですか。

じゃあ、ほかに御意見、御質問がないよ
うなので、その他については以上とさせて
いただきまして、本日の議事は全て終了し
ました。進行を事務局のほうにお戻しさせ
ていただきたいと思います。よろしく願
いします。

○太田課長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の委
員会を終了させていただきます。円滑な議
事進行に御協力いただきましてありがと
うございました。

議事録につきましては、事務局が作成
し、各委員へ確認いただきますので、御協
力のほどよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

(閉 会)